

一七世紀前半期における地方知行の存在と「走り者」頻出の社会状況

宮崎, 克則

<https://doi.org/10.15017/1955680>

出版情報 : 史淵. 129, pp.1-38, 1992-03-25. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

一七世紀前半期における地方知行の存在と

「走り者」頻出の社会状況

宮崎克則

はしがき

近世初期に頻出した走り者への領主対策（返還協定・還住奨励・連帯責任制）については、中村吉治『近世初期農政史研究』^①以来、初期農村政策の一環として明らかにされてきた。筆者もまた細川氏を事例として、周辺大名との人返し、還住奨励策、領国内の走り者対策を検討してきた。^②これら大名による走り者対策の特徴は、自領民の他領への走り、厳しく禁止・抑制する一方で、「国二人を多置」^③のために他領からの走り込みを歓迎する（出るを拒み、入るを歓迎）という点にある。安良城盛昭氏は、これを「封建領主の独善的なエゴイズム」と呼び、この事態を克服するための対策として領主相互間の人返しをあげる。^④しかし、細川氏と周辺大名の人返しを検討した結果、安良城氏がいうほどに農民の土地緊縛を体制的に実現していったとはいえない。大名間の人返しは、幕府の規制に拘らず相互の政治的関係

に左右されており、互いに人返しが行われている場合でも、返される者は返還要求のあった者の五割程度、要求のない者はそれぞれの領国に留め置かれていた。これら大名の「エゴ」が、年貢・夫役免除の優遇策による他国者招致を実施させ、走り者を多発させる誘因となった。

ところで、大名領国は決して一様でなく、その内部は多数の家臣知行地に分かれている。地方知行は、一七世紀後半期に多く俸禄制への転換、あるいは形骸化していくとしても、その前半期には個々の給人による知行地支配の上に大名領国が存在している。そうした領国構造における給人と走り者の関係は、いかがなものであろうか。

本稿は、豊前細川領における知行地支配のあり方を検討することによって、これまで言及されなかった地方知行制の存在と走り者頻出の社会状況との関係を探ろうとするものである。なお、給人の財政状況については別稿を参照されたい。また細川氏が寛永九年に熊本へ移封して以降の知行地支配については、森山恒雄氏をはじめ詳細な研究がある。⁽⁶⁾

〔註〕

- (1) 岩波書店、一九三八年。
- (2) 「近世初期の大名権力と『走り者』返還」(『九州文化史研究所紀要』三五号、一九九〇年)、「近世初期の『走り者』対策と土地緊縛」(『九州文化史研究所紀要』三六号、一九九一年)。
- (3) 安良城盛昭『幕藩体制社会の成立と構造』六八〜七〇頁(御茶の水書房、一九五九年)。
- (4) 金井圓『藩制成立期の研究』(吉川弘文館、一九七五年)。
- (5) 「近世初期の給人財政と知行制変質」(『社会経済史学』五六一六号、一九九一年)。
- (6) 森山恒雄「『地方知行』の一考察」(『社会経済史学』二六一三・六号、一九六〇・六一年)、松本寿三郎「肥後細川領の『擬制的』知行制」(『法文論叢』八熊本大学√三九号、一九七七年)。森田誠一編『肥後細川藩の研究』(名著出版、一九七四年)には、森山氏論稿の再録を含め、細川氏熊本藩の基本文献を載せている。

一、惣検地と知行地の配分

慶長五年十一月、関ヶ原役の戦後処理により、丹後国（表高一八万石余）から豊前・豊後国（表高三十萬石）へ移封された細川忠興は、当初中津へ入り、翌六年に惣検地と家臣への知行宛行を実施した。

惣検地は、細川氏の家譜『綿考輯録』に「七月中御検地済」とあるが、¹現存する検地帳日付は八月〜十一月となっている。² 検地の開始は、七月付の検地条目があり、³黒田如水から松井康之へ宛てた六月晦日付書状に、「御検地頓而可被有御出と御苦勞奉察候」とあるから七月以降である。長くても五ヵ月で終った惣検地は、郡ごとに譜代重臣を配置して一斉に実施された。

田川郡弓削田村の検地帳には、「長岡監物内、村山九右衛門」「長岡監物内、澤井治右衛門」などあり、検地奉行は長岡監物は季二〇〇〇石⁵、実際の検地は彼の家臣が行っている。宇佐郡高家村の検地帳では、「竿打奉行ハ松井佐渡守殿内、濱市兵衛方検地被仕候」と松井佐渡守康之（二万五〇〇石余）と彼の家臣の名前がある。⁶ また、惣検地ではそれまでの検地帳を参照しており、同五年の暮れ、領地引き継ぎを行った松井らが作成した「覚」には、⁷黒田氏から「豊前之帳」「小物成已下ノ帳」などを受け取ったことが記される。細川氏の「永青文庫」には文禄二年『豊後国田方御検地之帳』も残り、これは速見郡中津・石武・幸野・下河内村の太閤検地帳を合冊したものである。

年貢・夫役の賦課、および知行宛行の基本台帳となる検地帳を作成した細川氏は、この後部分的な検地を行うことはあるが、惣検地を実施することはなかった。検地帳に登録された農民は、「筋目之百姓」として把握される。⁸ 検地の打出高は三九万九千九百九十六斗、⁹表高三〇万石に対し一〇万石弱が打出されている。¹⁰

忠興は、同六年十月に家臣への知行宛行を実施する。知行惣高は、「御検地之高四拾万石二少不足也、其内三拾万石を給地ニ被下」とあり、¹¹三〇万石ほどであった。当時の臨戦体制に備えるこのような知行・家臣団編成は、小倉在城

時代を通してみられ、元和七〜八年『豊前御侍帳』、寛永七年『於小倉御侍帳』でも三〇万石ほどが家臣へ宛行われ、蔵入高は一〇万石前後だった。¹²当時、知行地は全体の七割を占めていたが、熊本移封後の寛永十七年では六割となり、知行地の相対的減少がみられる。¹³

細川氏の家臣団は、豊前・豊後への加増転封にともない、大幅に増加した。慶長期の家臣数は不明だが、元和・寛永期における家臣（知行取）の階層構成は（表1）のとおりである。八〜九年の間に、一〜三〇〇石層を中心に一六〇人ほど増えており、一〇〇〇石以上の大身層が減少している。大身家臣は青龍寺以来の譜代家臣であるのに対し、一〜三〇〇石の家臣は旧大友氏家臣などから新規に召抱えられた者も多く、藩主権力を補佐する奉行層などを形成した。慶長六年の知行宛行を、国東郡の国人領主から召出された高田九郎右衛門尉への知行方目録にみよう。¹⁴

（包紙折封ウハ書）

「 高田九郎右衛門尉殿 」

豊後国国東郡内

- 一、七百九拾四石四升式合九勺九才 成仏村
 - 一、千拾壹石四斗式升式合四勺五才 横手村内
 - 一、四百八拾六石八斗七升式合 見地村
 - 一、六百式拾九石八斗式升三合三勺三才 中田村
 - 一、千八拾八石三斗三升四勺八才 田深村
 - 一、式千式百四拾石壹斗六合八勺 富来村
 - 已上六千式百五拾石五斗九升八合五才
- 右之内

〔表1〕 細川氏の家臣団

知行高	元和7~8年	寛永7年
10,000石以上	3人	4人
5,000 "	4	4
4,000 "		
3,000 "	3	5
2,000 "	14	6
1,000 "	27	19
900 "		1
800 "	3	5
700 "	7	6
600 "	6	7
500 "	38	34
400 "	17	13
300 "	66	93
200 "	129	191
100 "	134	244
100石以下	39	18
計	490	650

〔註〕元和7〜8年『豊前御侍帳』、寛永7年『於小倉御侍帳』（『永青文庫』）により作成。細川氏家臣団の扶持・切米取は3,600人ほど存在した。

一、千貳百石

高田九郎右衛門尉

一、千石

神西与三右衛門尉

一、千石

伊藤金左衛門尉

一、千石

岡次郎兵衛

一、貳百石

岡田源兵衛

一、八百石

同 源太郎

一、五拾石五斗九升八合五才

衣笠源右衛門尉

代官高田九郎右衛門尉

成仏村内倉入

已上

慶長六年十月日

○(忠興ローマ字朱印)

高田九郎右衛門尉組中

これは、高田を含めた七人の知行高と村高を記し、「高田九郎右衛門尉組中」を宛所とする。七人の知行高合計は六二〇石、村高の合計は六二五〇石五九八〇五才だから、五〇石余が余る。その分は蔵入地に編入され、高田の代官支配となっている。高田組中の構成者は、戦国期の在地性で結ばれた一所衆的關係と異なり、軍役を実現するために編成されたものである。¹⁵⁾

知行地が組中への一括宛行だったから、その分割は組中の相談に委ねられた。高田組中の七人は、各人の知行地を取り決めた「在々知行割定之事」を、同年十月二十六日付で提出し、「右、如此各々相談割申上、以来少も出入有間敷候、為後日如件」と連署している。¹⁶⁾ その状況を示すのが(表2)である。高田の知行高は一二〇〇石であるのに、実際には富来村で一三八〇石となっており、一〇〇〇石の神西も中田村・田深村で九七八石余となっている。これらの

ズレは組中の相談によるものであり、なかには一五〇石ほど差のある者もいる。高田組中のうち、元和七、八年の史料でもその存在が確認できるのは高田・神西・伊藤の三人であり、ほぼ同じ村落を知行している。高田は知行高が大きく減少するが、神西・伊藤は変わらず、それぞれ「弓頭」「鉄砲頭」を務めている。

知行地の散在状況をみると、『綿考輯録』は、「知行も一丸く」に被下、散りく二ハ不被成候」と記す。確かに、高田組中に宛行われた村々は、国東半島の東部に集中している(図1)。このような配分形態も時代の下降とともに、知行替などを通じて散在・相給化するようになり、とくに寛永九年の熊本転封を契機にその傾向が強まる。高田組中へ与えられた六カ村について、慶長六年と元和八年の給人を比較した(表3)をみると、伊藤・

〔表2〕 高田組中の知行配分

人 名	慶長6年知行高	慶長6年組中相談による知行地	元和7~8年『豊前御侍帳』 〔留守并加之者〕 300石	元和8年『人畜改帳』の知行地
高田九郎右衛門尉	1200石	富来村ノ内, 1380石	〔留守并加之者〕 300石	富来村 300石
神西与三右衛門尉	1000	中田村, 629.82333 田深村ノ内, 348.339 (計) 978.16233	〔弓頭〕 1000	中田村 651.661 田深村 <不明>
伊藤金左衛門尉	1000	見地村, 486.872 富来村ノ内, 643.128 (計) 1130	〔鉄砲頭〕 1000	見地村 440.753 富来村 502.717 田深村 <不明>
衣笠源右衛門尉	800	横手村ノ内, 500 千灯村ノ内, 47.81888 田深村ノ内, 392.18112 (計) 940	<記載なし>	<記載なし>
岡次郎兵衛	1000	成仏村, 788.30639 富来村ノ内, 60.2418 (計) 848.54819	<記載なし>	<記載なし>
岡田源兵衛	1000	横手村ノ内, 525.47984 田深村ノ内, 347.81888 富来村ノ内, 50 (計) 923.29872	<記載なし>	<記載なし>
岡田源太郎	200	※源兵衛知行地に含まれる	<記載なし>	<記載なし>

〔註〕 元和7~8年『豊前御侍帳』(『永青文庫』), 元和8年『人畜改帳』(大日本近世史料), 慶長6年10月26日「在々知行割定之事」(『高田文書』2号, 『熊本県史料』中世編2)により作成する。

神西が知行する見地村・中田村を除き、他の村々では給人数が大幅に増えている。元和八年までの間に、衣笠・岡・岡田らは扶持を放たれており、それらを背景に相給化が進んだ。この変化のなかで、蔵入地の設置が特徴的である。慶長六年、右六カ村が高田組へ配分された際、余分としての蔵入高五〇石余は山間部の成仏村に設置されていた。しかし、元和八年では、浦方の田深・富来村をはじめ横手村の三カ所、八五五石余を増えており、半島の沿岸部を中心に設けられている。

つぎに、組に編成されない重臣層への宛行形態をみよう。細川氏家臣団のなかで、最大の知行高をもつ松井康之の場合、慶長六年十月付の宛行状は、忠興の花押を据えて松井佐渡守（康之・長岡式部少輔（興長、同年七月に長岡姓を賜る）父子宛てで発給され、速見郡六三七九石・国東郡一万四九八八石余・宇佐郡六二六石余の計二万五九四石余となっている。「知行方目録」には、速見郡の知行地に「木付城付」とあり、松井が預かる木付城の城領として宛行われたことを示す（表4）。

〔表3〕 国東郡六カ村の給人変化

村名	村高	慶長6年の給人	知行高	元和8年の村高	元和8年の給人
成仏村	石 794.04299	岡次郎兵衛	石 788.30639	石 939.755	細川忠隆・小篠角太夫・荒木助左衛門・乃美新四郎・伊藤山三郎・伊藤義太夫
横手村	1011.42245	衣笠源右衛門尉	500	1053.479	250石…蔵入地※ 804.479石…蔵小吉・山田九郎右衛門・伊藤義太夫・乃美新四郎
		岡田源兵衛	525.47984		
見地村	486.872	伊藤金左衛門尉	486.872	440.753	伊藤金左衛門
中田村	629.82333	神西与三右衛門尉	629.82333	651.661	神西与(三脱カ)左(右カ)衛門
田深村	1088.33048	神西与三右衛門尉	348.329	1095.488	145.684石…蔵入地※ 949.804石…細川忠隆・小篠角太夫・神西与三右衛門・坂崎半兵衛・山田加左衛門・乃美新四郎・伊藤金左衛門・伊藤義太夫
		岡田源兵衛	347.81888		
富来村	2240.1068	伊藤金左衛門尉	643.128	2004.4747	460.12石…蔵入地※ (内107.264石は浦手分) 502.717石…伊藤金左衛門 1041.6377石…高田九郎右衛門・谷助太夫・熊谷孫兵衛一宮善太夫・伊藤山三郎
		高田九郎左衛門尉	1380		
		岡田源兵衛	50		
		岡次郎兵衛	60.2418		

〔註〕 慶長6年10月26日「在々知行割定之事」、元和8年「人畜改帳」により作成する。

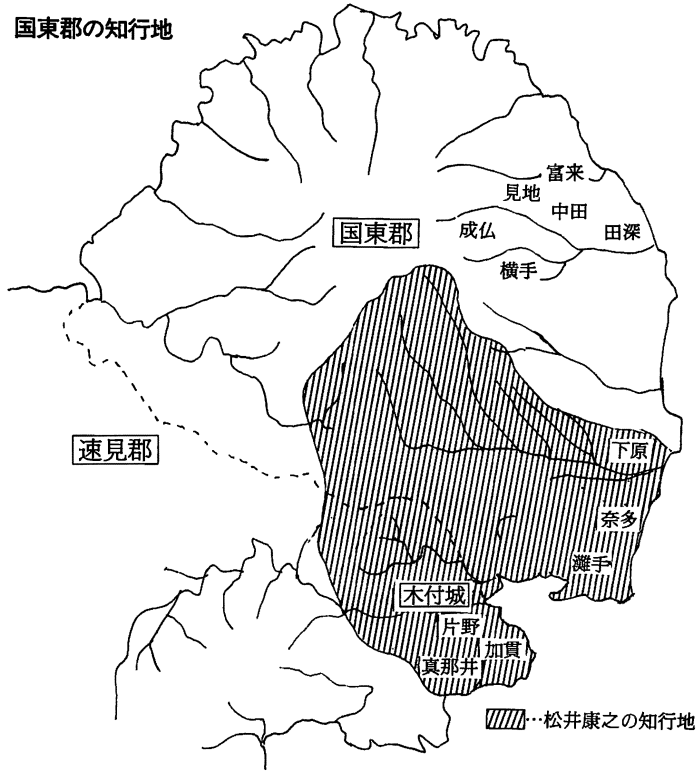
〔表4〕 慶長6年の松井康之知行地

郡名	村名	村高	郡名	村名	村高
速見郡	守末村	96.99037	国東郡	石丸村	487.5445
〃	菊本村	90.9459	〃	山浦村	507.8851
〃	安住寺村	70.1576	〃	瀬戸田村	397.872
〃	下司村	133.3673	〃	馬場村	743.3853
〃	二郎丸村	201.51419	〃	横城村	339.828
〃	中末村	193.5568	〃	狩宿村	319.0449
〃	守丸村	131.5168	〃	大尾・藤川村	250.146
〃	乙丸村	199.2435	〃	中内山村	264.4849
〃	溝井上村	208.60625	〃	大草場村	125.962
〃	尾上村	83.02649	〃	下原村	445.4081
〃	尾平村	61.00397	〃	大木村	166.3727
〃	三広瀬村	111.1885	〃	大山口村	1113.1267
〃	山野中村	65.06679	〃	大添部村	540.5543
〃	原田村	188.78827	〃	守江村	138.2253
〃	原下村	327.3247	〃	灘部江手村	201.01333
〃	原司村	76.39926	〃	灘縣村	296.1555
〃	宮地村	153.04286	〃	留木村	330.4896
〃	生司村	75.75026	〃	由留木村	260.6973
〃	五田村	128.6419	〃	吉松村	760.0394
〃	山迫村	123.04512	〃	西本村	719.3063
〃	中津屋村	136.9575	〃	奈多村	948.227
〃	筒木村	45.43245	〃	岩屋・河内村	160.6249
〃	河平村	59.72276	〃	鴨河村	72.826
〃	尾迫村	24.5302	〃	菅尾村	79.5685
〃	中野村	39.7976	〃	篠原村	150.0075
〃	中野村	164.00786	〃	俣見村	1496.411
〃	原庄村	184.4218	〃	波多方村	940.05092
〃	新片野村	298.7944	〃	永松村	679.8558
〃	加貫村	226.0542	〃	野河村	140.5778
〃	木田村	214.9539	〃	久末村	376.1489
〃	宗田村	96.1566	〃	小俣村	381.945
〃	馬近村	288.8379	〃	中野村	527.685
〃	迫場村	63.08632	〃	中野村	237.7368
〃	迫荒村	109.68576	〃	諸田村	175.7727
〃	舟辺村	106.30031	〃	釜口村	313.3063
〃	二ノ坂村	132.9236	〃	弁分村	868.0616
〃	本城村	101.4128	〃	富永村	257.9282
〃	木原ノ内野井幸村	158.01897	〃	恒清村	243.9181
〃	下八坂ノ内日明村	153.6386	〃	両子村	347.279
〃	同中村	147.156	〃	杉山村	41.0452
〃	同鳥次村	134.19097	〃	糸永村	335.0359
〃	同蔵田村	144.3969	〃	成久村	300 (他300石蔵入)
〃	同蔵那井村	230.80729			
〃		360.5086			
〔計〕		6379.476	〔計〕		14988.178
国東郡	沓懸村	948.1576	宇佐郡	橋津村	626.434
〃	中之河村	159.3646	〔総計〕		2万5994.008
〃	白木原村	199.09657			

一七世紀前半期における地方知行の存在と「走り者」類出の社会状況

〔註〕慶長6年10月「知行方目録」(「松井文書」, 松浜軒所蔵)により作成する。

〔図1〕 国東郡の知行地



〔表5〕 松井康之・長岡式部少輔の知行地変化

村名	慶長6年村高	元和8年村高	支配	石高
下原村	445.4081石	461.6991石	長岡式部少輔地 蔵入	278.7271石 182.972
奈多村	948.227	948.2275	長岡式部少輔地 蔵入	896.0148石 52.2127
灘手村	296.1555	293.4792	長岡式部少輔地 蔵入	204.0987 89.3805
片野村	226.0542	251.2331	長岡式部少輔地 蔵入	169.8551 81.378
加貫村	214.9539	280.0332	長岡式部少輔地 蔵入	98.52 129.5132
真那井村	360.5086	362.2476	長岡式部少輔地 蔵入	236.2839 125.9637

〔註〕 慶長6年の村高は、同6年10月「知行方目録」(「松井文書」)により、元和8年の村高・支配は、同8年「人畜改帳」により作成した。

慶長七年当時の細川領には、新たに居城と定めた忠興の小倉城、嫡子忠利の中津城のほか、竜王・岩戸・一戸・香春・門司・高田・木付の支城があり、これらの支城に譜代重臣を配置して支城在番体制をとっていた。¹⁹ 松井の知行地と木付城との地理的關係を、速見・国東郡についてとらえる（宇佐郡橋津村は除外）、（図1）のとおりである。知行地は両郡にまたがっているが、いずれも速見郡木付城に近接する村々であり、支城を中心に一円的に宛行われている。同様に、門司城の長岡勘解由も支城周辺で五〇〇〇石が宛行われており、細川氏は大身家臣を支城に配置し、そこを中心にして知行地を与え、さらに彼らのうちから郡奉行を任命し、領国支配を担当させた。²¹

松井康之は慶長一七年に死去し、遺領は子長岡式部少輔が相続する。²² 慶長期の知行地がいかに変化したか、元和八年『人畜改帳』と比較すると、大部分の村々は支配の継続が認められる。ただし、（表5）の六カ村は大きく変わる。木付城の周辺地域に他の給人知行地は設定されおらず、長岡の一円支配であるものの、そのなかに蔵入地が入りこんできている。しかも、その蔵入地は高田組の場合と同じように、沿岸部に設けられている。元和八年『人畜改帳』によって、国東郡全体での蔵入地設置状況を見ると、富来・浦手富来・浦手来浦・横手・田深（浦陸共）など交通の要地（浦）や、銀山のあった赤根村などに設けられている。²³

以上、国東郡を中心に述べてきた。ここは小倉城のある規矩郡からも離れ、知行地が九割を占める地域である。ここでの知行宛行は、当初一括的な宛行形態からしだいに蔵入地の設置や知行替等による分散・相給化が進んでくるものの、重臣層は一円的な知行地支配を行っている。同様の傾向は、蔵入地が六割を占める規矩郡においてもみられる。²⁴

〔註〕

- (1) 「永青文庫」(熊本大学附属図書館寄託)。「綿考輯録」は最近刊行されてきている(汲古書院、一九八八年)。以下とくに註記しないかぎり、史料引用は「永青文庫」による。

- (2)(6) 半田隆夫解説・校訂『中津藩 歴史と風土』三輯、二八頁(中津市立小幡記念図書館発行、一九八二年)には、現存する慶長検地帳の一覧表が掲載されている。
- (3) 「広崎文書」一二号(『大分県史料』八巻)。なお、「広崎文書補遺」一六号(『大分県史料』二八巻)には二三カ条の検地条目も残っている。
- (4)(7) 『松井家先祖由来付』。
- (5) 長岡監物(本姓米田)の慶長六年時点での知行高は不明である。しかし、彼は同十二年に忠興の意に合わず牢入し、豊臣秀頼に召し寄せられて大坂の陣に参加し、元和九年に忠利から再度召し抱えられた。その時、以前の知行高二〇〇〇石が宛行われたという(『綿考輯録』、『先祖付』)。
- (8) 元和七〜九年「立御耳工事目安之写帳・相済申工事目安之写帳」。
- (9) 慶長一二年「大名石高鑑」(『熊本県史料』中世編四、三二二頁)。
- (10) 米津三郎「初期小倉藩の石高に関する若干の考察」(西南地域史研究会編『西南地域の史的展開』近世編、思文閣、一九八八年)。
- (11) 『綿考輯録』。
- (12) 元和七〜八年「豊前御侍帳」によると、「小倉衆」の知行高二万四〇三三石余、「中津衆」の知行高四万二八七七石余とあり、これに隠居した忠興の三万七〇〇〇石を加えると二九万三九一〇石余となる。同様に、寛永七年「於小倉御侍帳」でも三一万八一二四石余となっており、小倉時代を通して三〇万石前後が家臣らの知行高であった。
- (13) 西山禎一「肥後細川藩初期の給地の分布について」(森田誠一編『肥後細川藩の研究』、森山氏前掲論文)。
- (14) 「高田文書」四号(『熊本県史料』中世編二)。
- (15) 一所衆の場合、寄親に対し一括して給恩地が与えられるが、高田組に寄親・寄子的関係は認められない。『先祖付』により系譜の判明する高田・伊藤について、高田が在地の国人層であったのに対し、伊藤は細川氏が豊前・豊後へ入国する以前に丹後で召し抱えたものであった。
- (16) 「高田文書」二号
- (17) 森山氏前掲論文、および同氏「藩体制の確立過程―肥後藩に於ける知行政策―」(『九州史学』三号、一九五七年)。
- (18) 「松井文書」(松浜軒所蔵)。
- (19) 『綿考輯録』。

- (20) 「沼田文書」一〇号〔熊本県史料〕中世編四〕。
- (21) 郡奉行のうち、京都・上毛郡を管轄する長岡肥後守は田川郡岩石城にあり、宇佐郡奉行の長岡武蔵守は国東郡の高田城にあり、中津・築城郡奉行の松井佐渡守は速見郡木付城にあった〔綿考輯録〕。
- (22) 「松井家先祖由来付」。
- (23) 「大分県史」近世編二―杵築藩―、二六四頁。
- (24) 元和八年「人畜改帳」(大日本近世史料)は、郡ごとに記載形式が若干異なる。規矩・仲津・下毛・国東郡では知行地・蔵入地の別、給人名が記されているが、他の郡ではそれがなかったため、全領域的な知行配分状況をうかがうことができない。知行地の割合は、仲津郡で七割を占めるようになり、小倉城の規矩郡から遠ざかるにしたがい、知行地の割合は高くなっている。

二、大名権力と給人の知行地支配

① 年貢の徴収と販売

蔵入地の免決定権は郡奉行にあるが、¹⁾知行地は給人にある。寛永三年、細川領で旱魃が発生し、八万石の被害がでた。その時、惣奉行から藩主忠利への状況報告に、「御蔵納中へ御検見御奉行を出申候、御給人知ハ最前如申面々検見仕候」とある。²⁾被害状況の検見を、蔵入地は検見奉行、知行地は給人が行っていることを示す。また、同五年九月、永良長兵衛(一五〇石)³⁾らは知行地へ行く暇を願いでており、⁴⁾それは自ら「免定」するためであった。但し、知行地の小物成は細川氏へ収納されている。⁵⁾

年貢の賦課を給人が行っているとしても、それには一定の制限がある。元和九年に京都郡菩提村が提出した「謹而致言上候事」によると、⁶⁾同村は慶長六年に益田蔵人へ宛行われ、その家臣富永・島田・伊藤の三人が分有した。伊藤

方の「百姓」弥二郎は年貢未進のかたとして、女房を質に取られたことを悔やみ、子を殺し、家に火を放って自殺した。この事件を契機に、菩提村は「要所」として上知され、蔵入地となった。この場合、給人が不当に高免を課したわけではなく、また人質も違法でなかったが、苛酷な年貢徴収による農民の疲弊をもって、細川氏は知行地を取り上げた。大名による給人の恣意的支配を制限するものとして、寛永元年、忠利から郡奉行へ宛てた「国中江可申触事」の第一項は、知行地の年貢代物について、その換算を知行方奉行が行うと定める。第二・三項は知行地の「百姓」使役について、井手・堤・川除の他は、惣奉行や郡奉行の折紙がなければ「百姓」を使つてはならない、但し、日雇いのうえ使うのは相対次第と規定する。また寛永三年には、給人が過重な夫役を課した時、農民が蔵入地へ移出することを認めている。そうした大名権力の意向に沿い、知行地支配を監視するのが郡奉行である。慶長七年「覚」の郡奉行職務には、「一、所々百姓迷惑仕儀有之ハ、代官・給人令談合可然様可被申付候」「一、代官・給人善悪可被見届事」とあり、以来、彼らは蔵入地と知行地を統括した。

つぎに、年貢徴収の機構を検討しよう。元和七年、住江武右衛門知行地の中津郡節丸村へ入作していた者が、免率五割三分の賦課に対し二割以上は出さないと主張した。¹¹ 裁決は本藩奉行によつてなされ、入作者は年貢上納するまで籠者となった。ところが、節丸村は沢村大学・井関傳蔵の知行地もある相給村であり、入作者には沢村・井関の給地百姓もいたので、二人は籠者反対の訴えを行った。井関の訴えの一部には、

一、私知行者、庄屋・頭百姓二下代を申付取立仕申候処ニ、籠者被仰付二付而取立も不罷成、過分ニ未進御座候、武右衛門儀ハ御国ニ被居候而年貢取立不成候へハ、各々御理りを被申、百姓籠者被仰付取立被遣候、私儀ハ在江戸仕、只今罷下候、其上右之仕合ニ而何共迷惑仕候（後略）

とある。彼は知行地の庄屋・頭百姓を「下代」に任命して、年貢の取り立てを行っている。また沢村の訴えにも、「拙者庄屋百姓籠者」になり、年貢の取り立てが出来ないとある。知行地ごとに庄屋がいたかどうか、元和八年「人畜改

帳』をみると、「三間 庄屋」とあって、節丸村には三人の庄屋がおり、それぞれに知行地の年貢徴収を担当していたことがわかる。

同八年、田川郡蔵入地の村々が高免に反対して、稲刈りを拒否した一件で提出された同九年正月十三日の代官松岡・上野「申覚」によると、知行地では給人の任命した「代官」が年貢催促を行っており、「其上御給人衆被参、色々吟味之由承候」とある。節丸村のように、庄屋らを「代官」としたのか明らかでないが、元和期の細川領では、給人が独自の年貢徴収機構を持ち、自らも取り立てを行っていた。

徴収された知行地の年貢米は、地払いされたり、上方などへ廻漕されていく。細川氏の蔵米が藩の手船を主体に廻米されているごとく、¹³ 大身の家臣も自前の廻船をもち、「大身ハ上方へ上せ候」と廻米しており、¹⁴ なかには蔵米の販売ルートに乗って行われることもあった。¹⁵ 大坂での米価が安かった寛永六年四月、在府中の忠利は「家中之者共のよりもやすき由承候」と、蔵米よりも家臣米が高い理由を問いただしてきた。¹⁷ これに対し、惣奉行は、その理由を廻米量の相違に抛らしめ、家臣米は少量であり高米価のときに販売できるが、蔵米は大量であるために売残りが生じ、そのうち米価が下がってしまう、と返答している。¹⁸ 当時、細川氏は各地の米価に敏感な反応を示し、できるだけ高く売り払おうとしており、家臣の米と競合することもあった。なお、寛永元年の惣奉行記録に、「他国へ出ル米」は切手なしで廻漕してよいとあり、商人米や家臣米は自由に他出できた。

一方、地払いについては、城下町の小倉をはじめ、忠興の隠居地中津・在町・鉢山町などが米市場として存在した。忠利は、元和七年九月、在町内裏・猪膝での米大豆払い値段を小倉相場にあわせて売買するように指示し、それ以前の七月にも²⁰

一、いのひさ・たいり両所へ当年之以米を式拾石三拾石并大豆相応ニ遺置、往還之者ニ時之相場ニ所之庄屋・年寄・百姓ニ宛置うらせ、銀子ときくニ上ケ可申事（印）

と沙汰している。五〇軒ほどの町家がある両所の庄屋・年寄らを使い、旅人らを対象に蔵米を売らせている。忠利は寛永初年、領内市場の保護を打ち出し、八月〜正月の他国米移入を禁止した。この件に関する家老と惣奉行の相談は、²¹⁾

他国方入米留可申候、左候而江戸へ可得御詫ニ相談究候事 (印) (相談者七人の印)

一、御國中へ他国米入申二付、事之外米之双場下直ニ御座候、就其御金山之ためにも御勝手悪敷候、其上諸給人下々
まて奉公人たる者之分ハ、勝手悪御座候、如何可有御座哉之事

とある。家老らは、他国米が領内の米価下落をもたらし、「金山」や「諸給人下々」まで悪影響があるという。「金山」とは、規矩郡呼野や田川郡採銅所などの鉱山を指す。寛永四年当時、呼野には五〜六〇〇〇人の掘子がいたといわれ、²²⁾ 格好の市場であった。鉱山町での米穀供給は、惣奉行の管轄下にあり、高米価で売却されていた。²³⁾ これら領内市場へは、中小家臣の米も払い出されており、彼らの経済的安定をはかるためにも、他国米の移入は制限せねばならなかった。²⁴⁾

以上、細川氏の小倉時代における知行地年貢は一定の制限を受けながら、給人と農民の相対で決定され、収納した米は給人が独自に上方へ廻漕したり、地払いしていた。したがって、年貢率は知行地ごと、あるいは知行地と蔵入地で異なっていたと思われるが、具体的に明らかでない。ただし、慶長十七年、隣藩の毛利氏が細川領の内情調査を行ったものによると、²⁵⁾ 知行地には三段階あり、免率五〇%の上知行地は「不断被召使候衆」に与えられ、四五%の中知行地が「外様」の家臣、三五%の下知行地が寺社や「無役衆」に与えられる、とある。²⁶⁾

知行地の検見・免定は、細川氏の熊本移封後も給人が行っており、²⁶⁾ 寛永十〜十四年の免を平均すると、蔵入地四ツ六分五朱七厘に対し、知行地は四ツ二分となっており、蔵入地の方が四分五朱ほど高くなっている。しかし、しだいにその差は縮まっていき、正保三年の「撫高」制実施等によって、蔵入地と知行地は殆ど変わらない状態となってい

く。²⁷

② 郡奉行と公事裁判

慶長七年「覚」で規定された郡奉行の職務に、「一、糺明之者揚捕事、旨儀ニより不成事有之者、於其場可被成敗事」とあり、彼らは蔵入地・知行地を問わず、「其場」で罪人を成敗できる権限を持っていた。慶長期から元和初年の郡奉行は、支城を預かる一〇〇〇石以上の重臣層が任命されており、郡方支配を委任した体制だったが、元和七〜八年「豊前御侍帳」²⁸では、二〜三〇〇石ほどの馬廻組に属する吏僚派の郡奉行へ代わり、細川氏による領国支配体制の整備を示す。新たな郡奉行の職務には、「百姓」の訴訟について、惣庄屋↓郡奉行↓惣奉行↓年寄↓藩主という訴の順序が規定されている。また同七年には家中訴状に対する惣奉行↓年寄↓藩主の順序も定められた。²⁹これらの訴訟体系を再確認した同九年の「御書之写」³¹をあげよう。

一、小倉を出候時の申付様ニ而ハ候へ共、大事之儀候間、猶々申遣候、百姓之公事其給人取さはき候事會無用候、百姓と百姓との間ニ仕申分候ハ、公事ニ可仕候、又与子之公事、与頭あつかひ候事會仕ましく候旨、与頭ハ公事場へ引付、其以後少も構申間敷候由、堅触可被申候、非公事をさはき候ハ、公事聞之恥にて候、給人・与頭之構ニ而有之ましく候、此何ぢ年久成候へハ失念仕ものニ而候間、能々下々聞候様ニ可被仕候事

七月廿九日

御判

小笠原民部少輔殿

長岡式部少輔殿

これは藩主忠利から家老へ宛てられ、それから家中へ触れられた。忠利は、知行地における給人裁判権、家臣団における「与頭」の「与子」裁判を否定し、「公事場」での裁決、つまり本藩奉行の裁許を定めている。

右に定められた訴の順序は、藩政中枢まで上がってきた多数の公事を記録する元和七〜九年『立御耳工事目安之写

帳・相済申工事目安之帳³²⁾」によって確認できる。このなかの規矩郡南方村と中津郡花熊村の出入一件では、走り者の口入を行った東鳥町次左衛門の「申上候覚之事」が、まず郡奉行平井・吉田へ提出され、それから惣奉行へ指し出されている。惣奉行は、この一件の走り者が長州領の者だったので、年寄衆へ上申し、年寄衆と惣奉行の連署で裁決状を出した。また、鉄砲衆の岡部十介が走った一件では、岡部が属する井門龜右衛門組の小頭山本・野田は、岡部の抱えていた借財を請人へ転稼しようとして、惣奉行へ訴状を出し、それから年寄衆へ上申され、裁決が出ている。

ここでは、行財政全般に関与する惣奉行が公事処理を担当しているが、寛永元年二月から公事聞の担当へ代わる。公事聞の村上・米田・矢野は、出府する忠利へ「御留主の時、御分国中之公事可承旨被仰出候二付、奉伺条々」を差し出した³³⁾。それによって、公事日は五・十・十四・二十・二十四・二十八日に定められ、四日間は村上宅で、残る二日間は米田宅において開き、家臣団および農民の公事を扱うことになった。彼らへ上申された公事を載せるのが、寛永二年『御留守中相済申公事帳』³⁴⁾である。

細川氏は、惣奉行や公事聞、その下の郡奉行を介して、「御蔵納・御給人のへだてハ御郡奉行二者無之候」というように、知行地内の公事を掌握した。寛永二年二月、宇佐郡の郡奉行上村甚四郎が本藩へ報告したことは、

一、武田左内、知行所百姓ヲ悪被仕候故、皆々走り申候、意趣を相語候、根付以下之儀、又御惣庄屋ニ申付、百姓を戻し可申やくそくを仕、書物之案紙など左内へ遣候へハ、左内無同心、ケ条ニ墨をぬり返し候段、具ニ物語被申候、とかく非道成人と被申候事

家老小笠原民部少輔の家臣武田左内と、その給地百姓が「免相之儀」で対立した一件だった。稲の根付け時期となつた二月になつて郡奉行が関与し、和解案を記した「書物之案紙」を給人武田へ見せたが、武田はそれに墨を塗つて破棄している。郡奉行は、給人を「非道成人」としているが、どのような結果となつたのか明らかでない。

さらに細川氏は、郡ごとに目安箱を設置して給地百姓の願書を取りあげている。元和九年『万覚帳』³⁷⁾九月二十四日

条に、十一月の目安箱設置を予定している。目安箱に差し出された農民の願書、および惣奉行の回答は、右の『万覚帳』に合冊された『元和年比卜相見へ候』にある。その一つ宇佐郡元重村の願書をあげよう。

申上覚

一、宇佐郡内永井安大夫殿御知行元重村、高式百五拾石之所さほつまり、殊之外ちかい申、中や下ノ所も上之上なとニ御帳ニ付、悪所之田畠にも高過分ニかゝり候へハ、高二懸る諸役等にも御百姓めいわく仕り候、其上池成・川成の引高大分ニ御座候処ニ、惣高二御免被下候へハ、御百姓手まへニ物成過分ニ懸り申めいわく仕候、去年御蔵納ニ而御座候御時も、右さほはまりのちかい申故ニ、右之高之内方も男女六人方々へ奉公ニ出、御年貢御上納仕り申候、右之すいび故ニ当年ニゆきつまりめいわく仕候事

以上

永井安大夫殿庄や

元和九年十一月十日

甚介

同

百姓

孫二郎

同

百姓

藤蔵

御奉行様

石高不相応による夫役過重を訴える元重村には、永井のほか、蔵入地や「中津衆」鳥居・菅の知行地もあり、それぞれの庄屋・「百姓」が連署して同内容の願書を提出している。宇佐郡からの願書は全部で九通、それは元重・山袋・黒・中・赤・木内・末・今成村であり、蔵入地・知行地の別なく訴えている。これらの村々はいずれも隣村であり、願書内容も同じで、日付も十一月十日前後であることから、事前に申し合わせていたと思われ、蔵入地・知行地の枠

を越えた農民層の結び付きをうかがわせる。惣奉行の回答は、いずれも十一月二十七日に郡奉行宛で出され、つぎの検地を待つこと、夫役を一〇〇石に付き一〇石免除することあり、郡奉行から蔵入地・知行地の農民へ達された。

元和八年、氏家源六(三〇〇石)³⁹知行地の上毛郡土佐井村では、庄屋の年貢米横領などが発覚し、その処罰となった。³⁹この一件で提出された庄屋市右衛門「申上」の宛所を示すと、

元和八年正月十一日

土佐井村 市右衛門 判

友枝勘右衛門殿 判印

根瓦佐兵衛殿 判印

野村孫右衛門殿 同

江上少右衛門殿 同

堀江半兵衛殿 判印

佐藤半介殿 同

小篠次大夫殿・仁保太兵衛殿・浅山清右衛門殿・続兵左衛門殿

とある。これは、まず庄屋から惣庄屋友枝へ上げられ、それから給人氏家の家臣(根瓦・野村・江上) ↓郡奉行(堀江・佐藤) ↓惣奉行(小篠・仁保・浅山・続)の順序で上申された。給地庄屋を「誅伐」に処したのは給人氏家でなく、惣奉行らであり、同年四月二十七日付の裁決状を出している。

これらの例は、知行地の公事が大名権力の手によって裁かれていたことを示すが、右の土佐井村では、給人の家臣を「申上」宛所としており、給人が知行地内の公事に全く関与しなかったわけではない。彼らが知行地の諸事件にかに関わっていたか、寛永二年、国東郡森村・佐野村の知行地間における養子出入を述べよう。⁴⁰

佐野村の「百姓」甚四郎は、慶長十三年、子の次郎介(七才)を娘婿の森村「百姓」六郎右衛門へ養子に出した。甚

四郎は元和三年に死去し、その跡を相続する者はいなかったが、佐野村から養子返還を求める動きはなかった。それは、当時両村ともに同一人の知行地だったからである。佐野村庄屋は、その事情を、「佐野村も森村も円齋御知行にて御座候故、同知行内ノ百姓之儀ニ候へ者、出入無御座候」と述べる。その後、両村は元和六年に蔵入地となり、同七年に佐野村が松野右京、森村が西川与介の知行地となった。そこで、同九年、佐野村を知行する松野の「代官」田原彦左衛門は同村肝煎藤内に命じて、森村の六郎右衛門へ直接に返還を求めた。六郎右衛門は一年後に返すという「預り状」に判を捺し、この件は解決するかにみえた。

しかし、同年暮れ、六郎右衛門は来年一年間も次郎介を預けてくれるよう言ってきた。佐野村から肝煎藤内が派遣され、何度も返還を申し入れたが、六郎右衛門は給人西川に伺ってから返すと言うばかりであった。佐野村庄屋からも返還を求めたが、埒明かず、惣庄屋へ訴える。惣庄屋は次郎介を返すよう森村庄屋に催促したが、森村庄屋は西川「与介殿ニ得御意、戻シ可申候」と言つて、なかなか返さなかった。そして、寛永元年の春、佐野村庄屋は廻村してきた郡奉行塩木又丞へ訴え、六郎右衛門の「預り状」をみせた。郡奉行は、次郎介は佐野村の慶長検地帳登録者の子であり、返されるべきものと判断し、惣庄屋へ届けて受け取るように命じた。また、もう一人の郡奉行小林半左衛門へも訴え、塩木と同じ意見であった。しかし、後に塩木が「返シ申儀無用」と言ってきたため、この件は小林から公事聞へ上申され、その裁許を仰ぐこととなった。返還に反対する郡奉行塩木は、「預り状」が六郎右衛門の自筆でなく、佐野村庄屋の手になり、その内容と六郎右衛門に読み聞かせた内容とが異なっていること、さらに、慶長十三年以来これまで養子返還を申し出ていないことを理由に佐野村側の要求を退けている。結局、塩木の意見が全面的に通じ、公事聞は寛永二年四月五日、次郎介を佐野村に返す必要なしの裁決を下した。

この一件において、次郎介を連れもどすにあたり、その指示は給人側から出され、肝煎らを使って養子先と交渉している。知行地間の公事を郡奉行らが裁いているものの、その前提には、給人による直接交渉が行われていたのであ

る。それでも返されなかつたので、惣庄屋↓郡奉行↓公事聞へ上申され、その段階になると給人は関わらなくなる。

③ 知行地の経営

知行地の検地や人別改めは、大名権力によって行われたから、慶長六年検地帳や元和八年「人畜改帳」にもとづき知行地が配分される。給人は宛行われた知行地の住民をいかに把握し、その経営を行っていたか、具体的事例を通して見ていこう。

元和八年、京都郡の蔵入地伊与原村と有吉平吉知行地延永村との間で、帰参百姓の出入が起こった。この出入は、はじめ郡奉行によって裁かれたが、決着がつかなかった。そこで、元和期の公事なので惣奉行へ上申される。伊与原村九郎右衛門の「申上覚」から出入の内容をうかがってみよう。⁴¹

私九郎右衛門は、舅の延永村「外記」と、その子少三郎の養子を約束し、慶長十五年に伊与原村で町立てが行われた時、少三郎を連れて引越した。ところが、元和五年に舅「外記」の延永村給人、有吉平吉（二万五〇〇〇石）⁴²の家臣矢坂角兵衛は、少三郎を取り戻さなければ、「外記」夫婦を籠者にすると命じた。私は父母のためを思い、惣庄屋・郡奉行へは届けず少三郎を返したが、すぐに少三郎は延永村から他国へ走ってしまった。この度、「他国ニ走り申候者、御国へ帰参仕らせ候へ」という高札が出たので、方々捜して回り、豊後国石川忠総領の日田で少三郎を見つけ、帰参するよう勧めた。しかし少三郎は、延永村へは帰らないと言うので、その旨郡奉行・代官・惣庄屋へ報告し許可を得て、伊与原村に連れもどした。

出入は、知行地から蔵入地への「百姓」養子について起こっている。延永村側が養子の返還を求める背景には、給人矢坂の存在があり、元和五年、少三郎を一旦取りかえした時は矢坂の強制によるものだった。また、同七年十二月に帰国した少三郎を取りかえせという指示も矢坂が出している。右において、養父九郎右衛門が返還を拒否する主張点は、養子縁組をしていること、少三郎が伊与原村居住を希望し、郡奉行らの許可を得ていることである。これに反

論する延永村側の要点は、

①九郎右衛門は、慶長十五年に少三郎を連れて伊与原新町へ移ったと言っているが、偽りである。九郎右衛門は同十六年に筑前福岡藩から延永村へ戻り、その後伊与原新町へ移った。

②延永村「外記」は、少三郎を連れて筑前へ走り、慶長十一年に帰国した。彼は同十六年から矢坂角兵衛の給地百姓となり、元和元年、息子弥藏（少三郎の兄）の嫁に同村太郎右衛門の娘をもらった。ところが、延永村は相給地であり、太郎右衛門は別の給地百姓だったので、給人沢太郎兵衛が、「他之百姓へむすめヲ遣候事曲事候間、早々取返し候へ」と申し付けた。この件は、延永村惣百姓の託言により、弥藏と娘の婚姻はそのままにするが、代わりに少三郎を太郎右衛門の養子とする、ということと決着した。

③九郎右衛門は少三郎を養子にしたと言っているが、少三郎は延永村太郎右衛門の養子であり、九郎右衛門の主張は偽りである。去年の高札でも、「罷帰ル百姓先在所へ直り申」となっており、少三郎は延永村へ返すべきである。

両村の「申上覚」を受取った郡奉行は、少三郎を伊与原村に置くべきと申し付けたが、延永村給人矢坂の主人有吉平吉の了承が得られないとして、惣奉行へ上申した。惣奉行はこの件を年寄衆へ上げ、両者の連印で裁決が出された。それは、少三郎を伊与原村に置くというものだった。

これから、給人は農民の減少に極めて敏感だったことがわかる。前述した国東郡森村・佐野村の一件では、別知行地となつてから養子の返還要求が出されており、右の一件では、同一村内であっても、給人は別知行地の者との婚姻を許さなかった。知行地の配分において、「田畠・百姓・牛馬無甲乙様」が問題となり、⁽⁴³⁾相給村では一村の農民がそれぞれ⁽⁴⁴⁾の給人に分割支配されていた。知行地の農民が他所へ走つた時など、給人は走り先を調べて連れもどしたり、行き先不明の場合は藩権力にその搜索を依頼した。寛永六年、吉田縫殿助は、給地百姓の女房が走り武家奉公人となつた可能性があると、家臣団へ触状を回してくれるよう、家老へ頼んでいる。

給人が知行地外への農民移動に敏感だった背景には、近世初期の耕地開発がある。これまでの研究によって明らかごとく、近世初期における耕地開発は全国的状況であった。細川氏の開発政策については、別稿で述べたので、細川忠利が家臣団の荒地開発を奨励した元和八年四月「⁴⁶覚」をあげよう。

覚

田島共二荒地をひらき候儀、給人自分之かせぎとしてひらき上候高ハ、本知之内へ入、書出を書直し可置候、役儀は少も申付間敷候、又たとへば先地ニくわを付、其主ひらき可申由申候とも、其段ハ無構一寸つゝもはやくひらき候もの其田島地主たるへく候、又蔵納をひらかせ候所ハ右申付候ことく請あひのことく年をきり相定、物成取可申候、此儀式部・民部二申、何もへ可申聞候、郡奉行へも此写仕可遣候事

御印 四月廿八日

小篠次大夫 とのへ

浅山清右衛門とのへ

仁保太兵衛 とのへ

続兵左衛門 とのへ

これは惣奉行四人へ宛てられ、それから家老長岡式部少輔・小笠原民部少輔に伝えられ、大組頭を通じて全家臣団に達された。このなかで忠利は、給人が荒地を開発した場合、その開発地を自分の知行とすることができ、軍役も掛けないとして、その開発を奨励している。寛永三年、牧長三郎と西沢文右衛門の「開地」は、「本知」を書き上げて提出すれば、「御書加被成、新知ハ永代無役」となつた⁴⁷。細川氏が熊本へ移封した寛永十年八月には、給人の荒地開は三年間の軍役免除に制限された⁴⁸。また寛永六年六月、上野三太夫が築城郡日奈子村の農民を酷使して新田開発したという「風聞」があつた⁴⁹。給人の百姓使役には一定の制限があつたから、郡奉行による調査が行われ、二町ほどの新開が確認さ

れた。そして、開発の方法は「春御百姓ニ米をかし置、其代ニ遣申候」ということだったので、異議なく認められた。このように、給地百姓らを使つての開発が進められる一方で、農民との対立も生じている。元和八年、鉄砲頭の西沢文右衛門(五〇〇石)⁵⁰は、中津郡大橋村の「くら原」を開発し田二反余を造成した。しかし、同村庄屋らは、開発によつて草刈場がなくなり水害の恐れもあると訴えている。⁵¹

開発を進める給人たちは、何らかの事情で無主地が発生すると細かな対応策をとっている。無主地対策を斎藤権介(二〇〇石)⁵²の知行地赤瓦村をみよう。「百姓」勘七(持高一石余)は、元和六年に年貢米未進があつたので、翌年二月二日から同八年二月二日までの一年契約で、長岡藤十郎所へ中間奉公に出た。勘七所持の田畑は耕作者がいなかつたので、斎藤は「庄屋仁兵衛と申者一年カ請人ニ立、荒シ中間敷」と申し付けた。一年後、長岡が中間勘七を返さなかつたので、斎藤は勘七の土地を「我等小者ニ内作」させながら、惣奉行へ訴え、勘七の返還を求めた。⁵³給人斎藤は、年貢を払えず奉公に出た者の跡地を、庄屋に請作させたり、自ら「内作」(手作り)して荒地化を防いでいる。このことは蔵入地の場合も同様である。これら無主地には走り者が抱えていた耕地も多く含まれ、走り者の跡地は荒地化の危険性を孕んでいた。寛永三年、細川忠利の「仰出」⁵⁴はつぎの内容である。

一、諸給人地之内百姓走候跡ノ田地、給人も作仕儀不能成所在之ハ、殿様御代官へ被仰付、作任せ、重而給人へハ御蔵米を以物成被遣候間、此通可申触之旨、矢野利斎を以被仰出候事

細川氏は、走り者の発生によつて作付け困難となつた知行地を、代官の管理下に置くことを定め、給人へは蔵米から物成を支給することにした。給人は、走り者の跡地に他所者を招致して「新百姓」としたり、庄屋に「請作」させたり、自ら手作りして耕作を維持しようとするが、独自に対処できない事態となっており、細川氏による階級的対処を必要とした。

以上、細川氏の小倉在城時代における知行地の経営は、表面的な把握しかできなかつたが、必ずしも安定していな

い。給人の財政状況についても、別稿で検討したように、細川氏を頼つて自らの財政再建を依頼するほどであった。こうした状況をもたらす原因の一つに走り者がある。走り者発生↓荒地発生↓走り者招致↓荒地開発(耕地開発)という連鎖は、近世初期の社会を特徴づける「開発」の構造であり、給人たちは自らの知行地経営を維持し、拡大するために、知行地内の農民減少にとくに敏感な反応を示した。

〔註〕

- (1) 拙稿「元和・寛永期における年貢の賦課と徴収」(九州大学国史学研究室編『近世近代論集』、吉川引文館、一九九〇年)。
- (2) 寛永三年八月二日付書状(寛永三・五年『上方江言上之控・江戸江言上之控』)。
- (3) 元和七〇八年『豊前御侍帳』。
- (4) 寛永五年『日帳』九月十六日条。
- (5) 元和七年九月の忠興―忠利間書状(『細川家史料』一―三〇七、八―五九号)。
- (6) 『御奉行所覚帳抄出』。
- (7) 慶長十八年十月十六日「覚」(『細川家の歴史展』三六頁、北九州市立歴史博物館、一九八五年)。永尾正剛「人身売買禁止令」と小倉藩(『福岡県地域史研究』九号、一九九〇年)。
- (8) (10) 『綿考輯録』。
- (9) 寛永三年『奉書』二月九日条。
- (11) (12) 元和七〇九年『立御耳工事目安之写帳・相済申工事目安之写帳』。
- (13) 拙稿「幕藩制成立期の大名財政」(『古文書研究』三〇号、一九八九年)。ほかに朝尾直弘「上方からみた元和・寛永期の細川藩」(大坂歴史学会編『幕藩体制確立期の諸問題』、吉川弘文館、一九六三年)、中野等「幕藩制成立期における領主的商品流通の展開」(交通史研究会編『日本近世交通史論集』、吉川弘文館、一九八六年)。
- (14) 寛永元年『万覚帳』十二月十日条に、「中津奉行」が忠興の出府により船一艘の借用を申し込んだことがある。そこで惣奉行は、「殿様御舟無之ニ付、式部殿が頼母殿舟御借候やうに」と、「船手之奉行」へ申し渡した。これから、

重臣の長岡式郎少輔や有吉頼母佐らが船を所持していたことがわかる。

- (15) 寛永七年『奉書』六月三日条。
- (16) 寛永六年の惣奉行から「大坂米奉行」へ宛てた書状によると(寛永六年『大坂江之状』三月二十五日)、小田豊斎の米が上方へ運ばれ換銀される過程に彼は全く関与せず、一切は蔵米販売ルートに乗って行われている。
- (17) 寛永六年四月十七日書状(寛永三・四・五年『上方ヨリ被成下御書写・従江戸被成下御書御請控』)。
- (18) 寛永六年五月七日(寛永三・五年『上方江言上之控・江戸江言上之控』)。
- (19) 寛永元年『万覚帳』八月十五日条。
- (20) 元和七年『御印帳』七月十一日・九月十七日条。
- (21) 寛永元年『相談帳』七月四日条。
- (22) 伊東多三郎「細川小倉藩の鉱山と貨幣」(『日本歴史』二四七号、一九六八号、後に著作集『近世史の研究』五巻に再録、吉川弘文館、一九八四号)。
- (23) 『筑前筑後肥前肥後探索書』(九州史料叢書)一六巻、一九五八年)。
- (24) 呼野・採銅所の米価は、小倉相場の一・五倍であった(寛永元年『日帳』八月二十日条)。
- (25) 慶長十七年「豊前豊後両国内所務方其外様子聞書」(『毛利家文庫』、山口県文書館)。
- (26) 寛永十三年「一筆申入候」(寛永十・十九年『御国中へ申渡条々』、『井田衍義』(『藩法集』七巻、熊本藩、一七九頁)。
- (27) 松本氏前掲論文、森山氏前掲論文。ほかに吉村豊雄「藩財政確立の基礎過程」(『史学研究』一四六号、一九七九年)がある。
- (28) 『綿考輯録』。
- (29) 「永青文庫」。
- (30) 元和七年『御印帳』七月十一日条。
- (31) 「松井家文書」(熊本大学図書館所蔵)。「綿考輯録」ではこれを寛永元年九月七日としているが、誤りである。
- (32) 「永青文庫」。
- (33) 『町方記録之内』。
- (34) 「永青文庫」。
- (35) 寛永六年『日帳』二月二十八日条。

- (36) 寛永二年『覚書』二月二十一日条。
- (37) 「永青文庫」。
- (38) 元和七～八年『豊前御侍帳』。
- (39) 『元和年中之御帳』。
- (40) 寛永二年『御留主中相済申公事帳』。
- (41) 元和七～八年『立御耳工事目安之写帳・相済申工事目安之写帳』。
- (42) 元和七～八年『豊前御侍帳』。
- (43) 寛永六年『御郡へ之状扣』七月二十六日、惣奉行から宇佐郡奉行へ宛てた書状。
- (44) 寛永六年『日帳』閏二月十四日条。
- (45) 拙稿「近世初期の『走り者』対策と土地緊縛」。
- (46) 「松井家文書」。
- (47) 寛永三年『奉書』二月八日条。
- (48) 寛永九年～宝永期『御郡方文書』。
- (49) 寛永六年『日帳』六月十一日条。
- (50) (52) 元和七～八年『豊前御侍帳』。
- (51) (53) 元和七～九年『立御耳工事目安之写帳・相済申工事目安之写帳』。
- (54) 拙稿「近世初期の『走り者』と村落状況」(『歴史評論』四八八号、一九九〇年)。
- (55) 寛永三年『奉書』二月九日条。
- (56) 拙稿「近世初期の給人財政と知行制変質」。

三、細川領国内での走り者返還

まず、寛永二年『御留主中相済申公事帳』^①に収録された公事から、走り者返還の具体例をみよう。

①宇佐郡金丸村・国東郡能部村の出入

寛永元年八月十六日、上村甚四郎の知行地である金丸村の庄屋は、弥平が蔵入地能部村に走ったとして、惣庄屋へ「申上状」を提出した。

国東郡能部村へ走った弥平の返還を郡奉行に申し上げたところ、「前かと不申ニ今成申候哉」と立腹なされた。弥平は、慶長五年以前の黒田氏時代より金丸村に居住し、「御検地帳ニも付御百姓」であったが、慶長九年に妻子を残して国東郡の能部村へ走ってしまった。しかし、女房と二人の子が田地を耕作していたので、「田地さへ不荒、其上子共兩人居申候へハ、門つぶれ申儀も無御座候」と考え、これまで申し上げなかった。近年、弥平は子一人を能部村に呼び寄せたので、その田地が荒れている。弥平と子一人の返還を国東郡の郡奉行へ申し込んでほしい。

金丸村庄屋は、国東郡側との交渉を惣庄屋に依頼し、弥平と子一人の返還を求めている。同年十一月六日、国東郡郡奉行からの返答では、弥平が上納すべき蔵入地と寿命院領の年貢が半分残っているので、皆済後に返還するということであった。さらに、十二月四日、国東郡郡奉行は、「名付ニ付、其方之御百姓ニ相究り候、只今返付可申候」と言いながらも、弥平が「他出津」しているとして、返還を延ばしてきた。国東郡の郡奉行が返還を延期してきた背景には、弥平を能部村の「百姓」という庄屋・惣庄屋の主張があった。その主張はつぎのとおりである。

弥平はもともと能部村の者であり、慶長五年以前に金丸村へ「入むこ」となっていたが、二〇年ほど前に走り戻ってきた。これまで、金丸村側から弥平の返還を求めて二度の出入りがあった。まず、中路周防が国東郡の郡奉行であった時の裁決では、弥平は能部村の「百姓」とし、女房は金丸村へ返す、二人の子供はそれぞれ一人づつわけるということになった。また、田中

与左衛門が国東郡奉行の時も、金丸村から返還要求があつたが、中路と同様の裁決となつた。今では、弥平は能部村の「人別帳ニも付」いており、蔵入地・寿命院知行地へ出作など行い、「大分高をかゝへ」る「御百姓」である。

弥平を能部村の「人別帳」に付いた「御百姓」とする主張に対し、再び宇佐郡金丸村から反論が出される。

弥平は黒田氏時代から金丸村の「百姓」であり、細川氏入国時の検地帳にも名が付いている。そして、上村孫三が知行主であつた時に能部村へ走つた。まず、弥平が一人で走り、後で女房も走つた。金丸村には女房の母と子一人が残され、上村は、この子を入質にして「弥平、ふうふ共二急度返り可申」と命じ、金丸村肝煎七郎らを能部村へ遣わした。しかし、弥平は戻らなかつたので、肝煎らが女房だけを連れ戻つてきた。だから、「御郡代衆御前へ罷出申儀、前後無御座候」である。そもそも、郡奉行が関与する「公事」になれば、金丸村庄屋から惣庄屋の山村に申し入れ、山村から宇佐郡の郡奉行に訴え、それから国東の郡奉行所へ出頭し、弥平と対決することになるが、そのようなことはなかつた。ゆえに、宇佐郡の郡奉行が中路であつた時に決着がついたという能部村側の主張は、「いつわりにて御座候」。また、田中が宇佐郡の郡奉行であつた時の裁決も、偽説であり、金丸村から国東郡へ出頭したことはない。

この一件は、寛永二年三月十日、宇佐郡の金丸村庄屋から同郡の郡奉行吉川九大夫・杉無兵衛へ提出され、惣庄屋からも、同様の「申上状」が郡奉行へ提出された。そして、宇佐郡の郡奉行は、公事聞へ宛てた四月三日付「申上覚」を提出する。そこには、国東・宇佐の郡奉行・惣庄屋・庄屋が立ち会い協議したが、埒が明かなかつた事情が記されていた。

公事聞の裁許となつたこの一件は、両郡の郡奉行・惣庄屋・庄屋から、右のような訴状・陳状が提出され。論点は中路・田中が郡奉行であつた時にも裁決があつたかどうかということになつた。公事聞は中路・田中に尋ねてみたが、その覚えないうことであり、結局、能部村側の主張は「前後証拠無御座」となつて退けられ、弥平は上村の知行地金丸村へ返されることになつた。

この一件における給人上村の動向は注目できる。彼は、肝煎らを派遣して、弥平の女房を連れもどしたり、寛永元年四月には、「金丸村ニ而御検地帳ニのり、則我等百姓ニ取申者」であるとして、蔵入地能部村を管轄する宇佐郡奉行へ直接に返還を申し込んだ。それでも返されなかつたため、自郡の郡奉行へ訴え、さらには公事間が関与して「御公儀公事」となる。大名権力が関与したこの件において、金丸村・能部村側ともに、弥平が検地帳名付の「百姓」であることを主張しており、このことが返還を求め、また拒否する根拠であった。

②木村十左衛門と河島善兵衛の小者出入

寛永元年八月、倍臣木村十左衛門は、走り者の返還を求める「申上ル覚」を公事間に差し出した。それには、私の親内山喜右衛門は、慶長五年に小者を買取り、同六年の国替により筑前へ移った。そして、同八年には再び帰ってきて、米田監物に仕えた。しかし、米田は扶持を放たれたので、私共は生活に窮迫し、小者も走ってしまった。その小者を元和七年八月に江戸で見付けたので、居所を尋ねたところ、藪内近の馬乗衆河島善兵衛所にいることが判明した。そこで、河島に返還を申し込んだが、「知行所ノ名帳ノ百姓ニテ御座候、善兵衛ハ少も不存候間、御国迄預ケ候へと」という返事であった。河島が帰国した同九年十月、小者の返還を河島の組頭に申し込んだが、その返事は河島と同じく、知行所の「百姓」であるから、関与できないということだった。そこで、郡奉行に訴えたが、郡奉行はその者が「百姓」でないので、関与できないと言ってきた。

とある。木村は、父内山喜右衛門が買得した小者の返還を求めており、小者甚吉が「百姓」であるかどうかによって、郡奉行らの管轄も異なっていた。そこで、直接に公事間へ訴えている。甚吉の素性をみると、彼の父藤兵衛は国東郡次郎丸村の「百姓」であったが、出入があり中津郡の道留村へ移り、内山嘉右衛門の荒仕子として抱えられた。そして、子の甚吉も譜代として内山に売り渡されており、慶長五年三月二十一日付の証文が提出されている。同六年、藤兵衛・甚吉は内山にともない筑前へ行き、再び戻ってきた。内山は米田監物に召し抱えられ、中津郡で一五〇石の知

行地を得ていたが、米田が牢人となってしまったため、内山も牢人となり、甚吉は一年余り奉行を続けた。しかし、無給だったので、そこを離れ、本来の居村である次郎丸村へ帰った。この次郎丸村は藪内近の知行地であり、その家臣河島善兵衛に宛行われていた。知行主河島へ人足として出た甚吉が江戸にいた時、内山善右衛門の子木村十左衛門に見付けられ、今回の出入となる。

藤兵衛・甚吉父子がもとと次郎丸村の「百姓」であつたことについては、惣庄屋の証言もある。だが、この父子は一度ここを去つてから、再び帰参しており、「百姓」として認めるかどうかは、検地帳の名付が証拠となる。この点について、寛永元年九月、次郎丸村を管轄する惣庄屋の「申上ル之事」には、つぎのようにある。

川島善兵衛方百姓甚吉儀、御検地之砌ハ筑前二居申候由ニ御座候条、私手永次郎丸村御検地帳ニハ付不申候、藪内近殿知行御くばりノ名寄帳ニ付申候 以上

細川氏が入国して行つた慶長六年検地の際、甚吉父子は内山に従い筑前にいたので、検地帳にその名はなかつた。公事聞の裁決状によれば、「藪内近内ノ馬乗共ニ知行所遣候時之名帳ニハ付候へ共、是を以百姓ノ筋目と可申様無御座候」とあり、藪が河島へ知行を宛行つた時の「名寄帳」に甚吉の名は付いていたが、それをもつて「筋目之百姓」ということはできなかった。「百姓」であることの根拠は、慶長六年検地帳に求められている。この点からも、甚吉を「百姓」という河島の主張は退けられた。さらに、甚吉は内山へ「さうり取」の奉公に出ていたというのに対し、証文には「永譜代」と明記してあり、甚吉は以前の抱え主内山の子木村十左衛門に渡された。

右の二例から、細川領内における走り者の返還は、走り者を出した側からの要求があつて交渉が始まり、事前に返されることはなかつたことがわかる。交渉は、まず直接に行われ、それでも返されなかつた時に郡奉行・惣奉行などへ訴えられる。返還の可否は、「百姓」の場合、検地帳の名付、とくに慶長六年の検地帳による。細川氏の惣検地は慶長検地だけであり、寛永三年にも実施されるが、これは規矩郡のみの検地であつた。²⁾「百姓」は、負物があろうとも返

されるべき存在だった。元和九年、中津郡木山村と規矩郡徳力村の蔵入地間において、走り者の返還を求める中津郡の郡奉行は、「木山村本百姓二而御座候間、右之米返弁不仕候共、可罷帰者ニテ御座候」と述べている³。走り者の「百姓」助十郎は、五斗の借米を返済しなくても返される者だという。検地帳に登録された「百姓」には、いわゆる初期本百姓だけでなく名子・下人も含まれており、彼らは検地帳に基づいて帰された。ただし、売買された下人の場合は、前掲②の小者出入りにみえるごとく証文が証拠となる。木村十右衛門が提出した証文はつぎの内容であった。

私手前何共不罷成候付而、せがれ松寿儀御譜代ニ進上可仕候条、米如何程ニても被下候へと申上候へ共、御合点不
被成ニ付、七右衛門様を頼色々御理り申上候て、米式石ニせがれ松寿儀進上仕候処ニ、永譜代ニ可被召仕通り忝奉
存候、随分被懸御目被召仕候て可被下候、若彼せがれ以来走り申候ハ、右之式石ノ米ニ加利分返上仕、其上彼せ
がれ程之人を立可申候、仍為後日一筆如件

慶長五年三月廿一日

藤兵衛 判

内山喜右衛門殿

同 徳松 殿

同 おせん 殿

同 亀松 殿

藤兵衛と内山家との間に、松寿（甚吉）を米二石で「永譜代」とする契約が結ばれている。契約文に、走った場合の代米返上と代人差出しが明記されているように、抱え主は走り者の負物弁済・代人提出を請人に課すことができた。それらの出入を解決する基準として、寛永元年二月の規定では、奉公人取り逃げの給米などは請人の負担とし、請人がいない場合は親類の負担となる。返済できない場合は抱え主が走り者の妻子を召し使い、「普代ニ召遣」うか否かについては抱え主と請人の交渉次第であった。したがって、下人・下女・小者などの抱え主にとって、走り先を捜し、

証文を提出して返還を申し込むよりも、請人との保証交渉が重要な問題となった。このことは、鉄砲衆や水夫などの走りにおいても同様である。鉄砲衆岡部十介が借財を抱えたまま走ったことから、その分を立て替えていた小頭山本・野田は、元和七年十月、それを請人へ転嫁すべく、「申上候事」を惣奉行に宛てて提出した⁵⁾。その際一諸に差し出した請状はつぎのとおりであった。

彼岡部十介方、御組ニ御奉公召置候間、我等請人立申候条、若此人走申候ハ、替り之人御奉公ニ出シ可申候、其上殿様諸道具何ニても取にけ仕、又ハほうはい中之者までもわきまへ上ケ可申候、次ニ御借米之儀不及申上ニ、各々連判ニて他借米被成候まで被仰懸、次第わきまへ上ケ可申候、為其請状如此候

元和四年二月廿一日

赤村 九郎右衛門

野田少介殿

同村 玉上弥三

山本吉介殿

田川郡赤村の者が請人となつており、岡部が走れば代人を差し出すこと、借財も返済することを記している。同年十二月の惣奉行らによる裁決は、岡部の負債は請人へ転嫁し、その女房は藩主忠利が帰国するまで親高並源兵衛に預けることとした。また、元和九年四月八日、「船頭」三宅清兵衛の預かる水夫少二郎が大坂で走った一件では、「船頭」三宅は、少二郎が細川氏から借用していた米一石八斗などの返済について、「船頭惣奉行」へ書状を出した。書状には、「若右之御米、請人手前ニ滞申候ハ、我等弁上納可仕候」とあり、少二郎の負債はまず請人に転嫁され、請人による返済ができない場合に「船頭」の負担になった。

さて細川氏は、領国内の走り者を一定条件下で認めている。その条件とは、「百姓」であること、領国内であること、「百姓」に「申分」があることだった。制定年代は不明だが、忠興藩主時代（慶長五〜元和六年）に、「御蔵納・御給人

方之百姓共ニ申分候而、其所ニ堪忍不罷成候者、他国を不仕、御国之何方ニ成共立退罷居可申」と定められていた。⁽⁸⁾ この後も同内容の規定が寛永三年・寛永十年・寛文十年に出される。一七世紀の細川領では、法的に「申分」ある「百姓」の「去留自由」原則が存在したことになる。

同様に、徳川氏の慶長七・八年郷村掟や黒田氏の慶長十八年「掟」は、年貢皆済後の移住・移動を認めており、これによって中世以来の「去留自由」原則の存続が主張されている。⁽⁹⁾ しかし、それは単なる連続でなく、近世の法令は大名領国内に限定されている。細川忠興の規定は「他国を不仕」と明記し、黒田氏は「他国へ立退候儀停止」と規定、徳川氏の規定もその領国というべき関東郷中を対象としたものだった。一定条件下での領国内走りが許されているとしても、現実はどうだったかを検証しなければならない。

寛永八年、国東郡佐野村(松野右京の知行地)「百姓」半七が、細川忠興の隠居領「くるわ村」へ走った。⁽¹⁰⁾ 彼は「田も少々かり候て走」ったので、松野は忠興隠居領を統括する「中津奉行」へ返還を申し入れた。「中津奉行」は、松野の下代・佐野村庄屋・「くるわ村」庄屋・半七を呼び出して対決させ、それぞれの「申分」を聞いた。その結果、「互之申分を聞届候上、半七申分聞之候ニ付、其まゝくるわ村ニ被召置ニ相究り」となった。半七の「申分」がどのようなものであったかわからないが、この件を裁いた忠興家政機構の「中津奉行」は半七の主張を認め、隠居領への走り込みを承認している。

これを見ると、「申分」があれば、稲を刈取った者でも比較的自由に走ることができたかのようなのである。しかし、これまで検討した事例において、給人らは走りを認めず、父母を人質に取って帰参を勧告したりしており、自領域からの農民移出を極めて制限していた。藩主忠利においても、元和九年に「申分」に関係なく父忠興の隠居領へ走った者の返還を申し入れている。この返還要求を拒否した忠興が、「其方一国ニ人多置度と被存候ことく、我々蔵納ニも人多置申度候」と述べているように、⁽¹¹⁾ それぞれが自領域での農民数増加を目論んでいた。忠興隠居領への走り者には、忠

利藏入地や家臣知行地の者、あるいは犯罪者なども含まれていたが、藩主忠利はその者たちを取りもどすことができなかつた。⁽¹⁾これは、両者の政治的関係から隠居領が「他国」並の特殊領域であつたことに由来する。そうした事情を承知する給人松野は、藩主に返還を依頼せず、直接に交渉したのであるが、半七は返されなかつた。細川氏の領国内において、「百姓」の走りが公的に認められるのは、その「申分」というよりも大名・給人など領主相互の政治的關係による。

以上、細川領国においては、給人らの恣意的支配を制限するために、一定条件下での「去留自由」が大名法令として出されているが、耕地開発を推進する給人が容易に「百姓」の走りを認めるわけではなく、様々の方策をとつて呼び戻しをはかっている。「百姓」にしてみれば、細川氏法令にしたがい領国内の他村へ移り、そのことが公的に認められるのは殆どなかつたと言つてよい。ただし、彼らが土地に縛り付けられていたというのではなく、隠居領への走り込みにみられるように、「百姓」は領主相互の関係を考慮しながら他所へ走る。それらの走り者にとって、各領主が自領域の「人多」くを求めていたから、返還要求が出るまで返される心配はなかつたのである。

〔註〕

- (1) 「永青文庫」。
- (2) 寛永三年『奉書』三月二日条に「当春規矩郡御檢地被仰付候」とある。
- (3) (5) 元和七、九年『立御耳工事目安之写帳・相濟申工事目安之写帳』。
- (4) 元和十、寛文三年『町方記録之内』。
- (6) 元和九年『御船頭衆へ之差紙之控帳』。
- (7) 拙稿「近世初期の『走り者』対策と土地緊縛」。
- (8) 『綿考輯録』、元和・寛永年中『雜事』、『部分御旧記』国郡并人民之部。
- (9) 入間田宣夫『百姓申状と起請文の世界』（東京大学出版会、一九八六年）二〇頁は、「中世農民の基本白權利ともいう

べき『去留』の自由の原則は近世初期にいたるも消滅することなく存続したのであった」とし、山田忠雄「一揆打毀しの運動構造」(校倉書房、一九八四年)一八頁も同様に規定する。

(10) 寛永八年正月八日、祐筆飯田才兵衛宛の惣奉行書状。

(11) 『細川家史料』二一四〇一号。

(12) 拙稿「幕藩制確立期における隠居領の問題」(『日本史研究』三五〇号、一九九一年)。

おわりに

細川領では、蔵入地・知行地の区別なく被災者への竹木支給¹や新百姓らへの「郡米」支給²など、統一的な農村対策が実施されている一方で、蔵入地が優先されている。例えば、元和七年の中津郡節丸村入作一件³において、籠者となった善兵衛は、周辺村へも入作していた。彼が籠者となったことによって、稲の根付けが出来ないという惣庄屋はその釈放を願った。惣庄屋は、「彼かゝへ分、大学殿知行分六拾石余御座候、此根付之儀ハ我々とノあまりかまい不申候へ共、御蔵納内垣村ニ三十石余御座候、是ハ無主故彼善兵衛右肝煎申候条、不罷居候へハ根付仕やう無御座候」と述べている。彼らにとって、知行地の根付にそれほど「かまい」する必要はなかつたのである。また、元和八年の京都郡伊与原村―延永村の帰参者出入⁴において、惣奉行らは知行地延永村側の主張を正当しながら、蔵入地伊与原側の意向のみを取り上げて蔵入地への帰属を決定した。

これら蔵入地優先の志向性は、近世初期の大名領国における知行地の相対的独立性を示すことになる。給人は一定の制約を受けながら、自らの責任で検見・免定を行い、知行地を支配する。彼らは、知行地内の農民数減少に敏感に反応し、走り先を突きとめ直接に交渉してその維持・増大に努めた。こうした給人領主制はしだいに大名領国制の下に抱摂されていき、その自立的発展を阻止されていくが⁵、一七世紀前半期にはいまだある程度の独自性を保っていた。

これまで、走り者の頻出は「全剰余労働収奪」の論理で説明されてきた。佐々木潤之介氏によると、領主による全剰余労働搾取の原則が「小農」の発展を阻止し、一七世紀前半の一般的な「小農」自立闘争は、小規模の農民家族による「逃散」（走り）の形態をとらざるをえない、走りは「小農」発展の不十分な表現にほかならない」という。つまり、年貢夫役の過重に喘ぐ農民が没落して走る、というのが従来⁶の通説的見解であった。しかし、社会状況として多発する走りを「小農」経営の破綻という側面のみから捉えるのは、一面的な評価である。本稿および別稿⁷で検討したように、近世初期の社会は、大名領国の内外を問わず、各領主が農民獲得に狂奔していた時代であり、その背景には長い戦乱の終結による「開発」の展開があった。「開発」にともなう労働力需要が領主の人口増加要求を高め、走り者の吸引力となっていく。大名が様々の優遇策を設けて他国者を招き寄せたように、給人も自領外の農民を招き入れる「独善的なエゴイズム」を持っていたのである。

「没落の表現」⁸としての走り者の姿だけでなく、「開発」にともなう労働力移動としての側面を捉えなければ、その歴史的評価を誤まらせることになろう。

〔註〕

- (1) 寛永七年「御郡へ之扣」八月二十八日条によると、蔵入地・知行地の台風被害者へ家屋修理用の竹木を支給している。
- (2) 寛永二年「奉書」八月十二日条によると、蔵入地・知行地の「新百姓、帰参百姓、或家など損候もの」へ「郡米」を貸与した。
- (3) (4) 元和七、九年「立御耳工事目安之写帳・相済申工事目安之写帳」。
- (5) 朝尾直弘「『公儀』と幕藩領主制」（『講座日本歴史』近世一、東京大学出版会、一九八五年）。
- (6) 佐々木潤之介「近世農村の成立」（『岩波講座日本歴史』近世二、一九六三年）、同著『幕藩制国家論』上下（東京大学出版会、一九八四年）も同様の見解である。
- (7) 拙稿「近世初期の『走り者』対策と土地緊縛」。

一七世紀前半期における地方知行の存在と「走り者」頻出の社会状況

(8) 深谷克己『増補改訂「百姓一揆の歴史的構造」』(校倉書房、一九八六年)三〇六頁。